

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【公表番号】特表2010-520796(P2010-520796A)

【公表日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2010-024

【出願番号】特願2009-553084(P2009-553084)

【国際特許分類】

A 6 1 B 10/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 10/00 103Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月7日(2011.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

その後の試験のために、生検の部位における組織、細胞、又は薬物及び治療活性物質を含む検体をin vivoで濃縮するための生検装置であって、該装置及び該装置の一部は好ましくは元素周期表の第10族又は第11族からの金又は金属で電気めっきされる、生検装置。

【請求項2】

前記装置又は該装置の一部が、蒸発法を用いて、元素周期表の第10族又は第11族からの金属で修飾される、請求項1に記載の生検装置。

【請求項3】

前記装置又は該装置の一部が、セラミック法を用いて、元素周期表の第10族又は第11族からの金属で修飾される、請求項1に記載の生検装置。

【請求項4】

前記装置又は該装置の一部が、セメンテーション法を用いて、元素周期表の第10族又は第11族からの金属で修飾される、請求項1に記載の生検装置。

【請求項5】

前記表面が陽極酸化を用いてさらに修飾される、請求項1～4のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項6】

前記装置又は該装置の一部がナノ技術を用いて処理されないか、又はナノ技法によって得られるナノ構造を特徴としない、請求項1～5のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項7】

その後の培養又は試験のために、少なくとも生検の部位における幹細胞及び薬物及び治療活性物質をin vivoで濃縮するための生検装置であって、該装置又は該装置の一部がコラーゲンパッドで修飾される、生検装置。

【請求項8】

0.01mm～10mm、又は0.1mm～2mm、又は0.25mm～0.8mmの範囲の直径を有するシリンダ又は管のような外形を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項9】

前記装置の長さが 0 . 5 m m ~ 3 0 0 m m 、又は 1 0 m m ~ 1 0 0 m m 、又は 2 5 m m ~ 8 0 m m であることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 0】

前記生検装置の寸法又はコア材料がスプリングワイヤ、可撓性プラスチックロッド、カテーテル及び／又はステントであることを特徴とする、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 1】

前記表面が陽極酸化を用いてさらに修飾される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 2】

抗体、その一部、或いは生検の部位における対象の組織、細胞又は検体に対し高い結合親和力を有する他の配列から成る群から選択される特異的リガンドで修飾される、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 3】

インプリント法を用いてさらに修飾されて標的に対して対応する結合構造として働く表面を有する、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 4】

規定の期間、動物又はヒトの体内に配置されることができ、in vivoでの配置場所が固形組織、又は腹膜もしくは子宮もしくは胃腸管のような体腔、又は動脈もしくは静脈もしくは尿管もしくはリンパ管もしくは総胆管もしくは膀胱もしくは脊柱管のような管腔である、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 5】

in vivoでの期間が対象物質の濃度及び前記リガンドと該対象物質との間の結合親和力によって決まる、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 6】

磁性があり、磁性粒子を吸着することができる、請求項 1 ~ 1 5 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 7】

in vivoでの期間が、対象物質の濃度及び前記コラーゲンパッドと前記対象物質との間の結合親和力によって決まる、請求項 1 ~ 1 6 のいずれか一項に記載の生検装置。

【請求項 1 8】

in vivoでの期間が、対象物質の濃度及び前記装置の先端のインプリント構造と前記対象物質との間の結合親和性によって決まる、請求項 1 ~ 1 7 のいずれか一項に記載の生検装置。